

【再届出が必要な施設基準について】

< 重要 >

平成24年度改定に伴う施設基準の改正により、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成24年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

下記通知文書より抜粋

1. 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成24年3月5日付保医発0305第2号)
2. 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成24年3月5日付保医発0305第3号)
3. 平成24年度診療報酬改定における届出の留意事項について
(平24.3.14 厚生労働省保険局医療課)

基本診療料の施設基準

- ・入院基本料及び特定入院料(栄養管理体制経過措置)
- ・一般病棟入院基本料(7対1入院基本料)
- ・一般病棟入院基本料(7対1入院基本料(経過措置))
- ・一般病棟入院基本料(平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)
- ・特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料)
- ・特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料(経過措置))
- ・特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)
- ・専門病院入院基本料(7対1入院基本料)
- ・専門病院入院基本料(7対1入院基本料(経過措置))
- ・専門病院入院基本料(平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)
- ・新生児特定集中治療室退院調整加算
- ・後発医薬品使用体制加算1

- ・救命救急入院料 1（平成25年4月1日以降、救命救急入院料 1 を引き続き算定する場合に限る。）
- ・救命救急入院料 3（平成25年4月1日以降、救命救急入院料 1 を引き続き算定する場合に限る。）
- ・総合周産期特定集中治療室管理料
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 2（重症者回復病棟加算の届出を行っていない場合に限る。）
- ・亜急性期入院医療管理料の注 2（別に厚生労働大臣の定める地域の保険医療機関の場合）
- ・認知症治療病棟入院料注 2 に掲げる退院調整加算

特掲診療料の施設基準

- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・基準調剤加算 1、2
- ・後発医薬品調剤体制加算 1、2 及び 3